令和８年度（令和７年分）給与支払報告書の提出について（お知らせ）

給与支払報告書は、次の①から⑦の事項に留意し提出をお願いします。
（本通知には同封しておりません。紙で提出される場合は国税庁 HP からダウンロードしていただくか、菊池税務署の窓口でお受け取りください）

本市では地方税法により市県民税の特別徴収を推進しております。
特別徴収へのご理解・ご協力をお願いいたします。
令和８年２月２日(月) までにご提出ください。

なお、令和８年１月１日現在で合志市に居住している方の給与支払報告書は、合志市に提出してください。（建設作業員の方など、住民票を他自治体に置いたまま、合志市に居住している方も含みます）

年末調整および給与支払報告書についてご不明な点がございましたら、国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。

国税庁 HP
「年末調整がよくわかるページ」

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm

主な注意事項

① 【支払を受ける者・受給者生年月日】欄について

住所、氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）及び生年月日は、正確に記入してください。**（生年月日の抜け･誤りが多いです）**

② 【摘要】欄について

次に当てはまる場合は、それぞれの事項を記入してください。

- ○「前職分を含んでいる場合」　**前事業所名、前職分給与収入額・社会保険料額・源泉徴収税額**
- ○「普通徴収として申請する場合」　**普通徴収申請書にあるＡからＥまでのうち該当するもの**
- ○「居住地（住んでいるところ）と住民登録地（住民票をおいているところ）が異なる場合」　**住民登録地**
- ○「給与支払報告書を提出後に訂正する場合」　**訂正分**と朱書きし、再提出してください。
  eLTAX の場合は、訂正区分の入力をしてください。
  ※訂正対象者分のみ提出してください。訂正しない分は提出しないでください。

③ 【生命保険料の金額の内訳】欄について

控除額がある場合は、各保険料の支払額**（控除額ではありません）**を記入してください。
※生命保険料控除額の算定の基礎となった各保険料の支払額を必ず記入してください。
記入がないと、市県民税と所得税の控除額算定方法は異なるため、適正な市県民税の生命保険料控除額が算定できません。

④ 【住宅借入金特別控除】欄について

適用がある場合は、居住開始年月日及び住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。
※記載がないと市県民税の控除を受けることはできません。
なお、当該控除を初めて適用する場合は、確定申告をする必要があります。

⑤ 【扶養親族】欄について

（源泉･特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び 16 歳未満の扶養親族（平成 22 年 1 月 2 日以降に生まれた者）がいる場合は、その方の氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）を記入してください。
非居住者の場合は、扶養の種類に応じて区分欄に ○ または 01～04 を記入するとともに ⑧ 【非居住者である親族の数】欄に非居住者の合計人数を記載してください。

⑥ 【個人番号又は法人番号】欄について

給与支払者の法人番号（13 桁）又は個人番号（12 桁･右詰め）を記入してください。

⑦ 【所得金額調整控除】欄について

適用がある場合は、該当する要件に応じて次のとおり ②【摘要】欄に記載してください。
※給与所得控除後の金額は ⑦所得金額調整控除額 を引いた後の金額になります。

要　件	②【摘要】欄への記載方法
本人が特別障害者	記載不要
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配） 例）合志　花子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整） 例）合志　一朗（調整）
扶養親族が年齢 23 歳未満	

※「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が
【（源泉･特別）控除対象配偶者】欄、
【控除対象扶養親族】欄、
【16 歳未満の扶養親族】欄、のいずれかに
記載されている場合は、記載を省略できます。

特別徴収に関する異動届の提出について

従業員の就職・退職・転職等の異動については依頼届・異動届の提出が必要です。
退職等の届出がないと、市県民税特別徴収に関する毎月の納付額の変更ができず、一部未納扱いになるため督促を行います。また、対象者の普通徴収も切替えできないため、支払いに支障をきたします。

異動届の提出は、給与支払報告書の提出後に対象者が退職・転勤等した場合においても同様に提出していただく必要がありますのでご留意ください。
（異動届右上の「年度」欄に必ず「新年度」「両年度」のいずれかに印をつけてください）

また、6月1日から12月31日の間に退職の場合、本人の申し出により残りの市県民税を一括徴収することができます。必ず本人にご確認いただいたうえで、一括徴収にご協力ください。
（1月1日から4月30日の間に退職の場合は、原則として一括徴収が義務付けられています。）

届出様式は5月に送付（又は年度初回の特別徴収の通知に同封）した「特別徴収に関する綴」に含まれています。
また、合志市ＨＰ「申請書ダウンロード」にも掲載しています。
（合志市HP https://www.city.koshi.lg.jp）

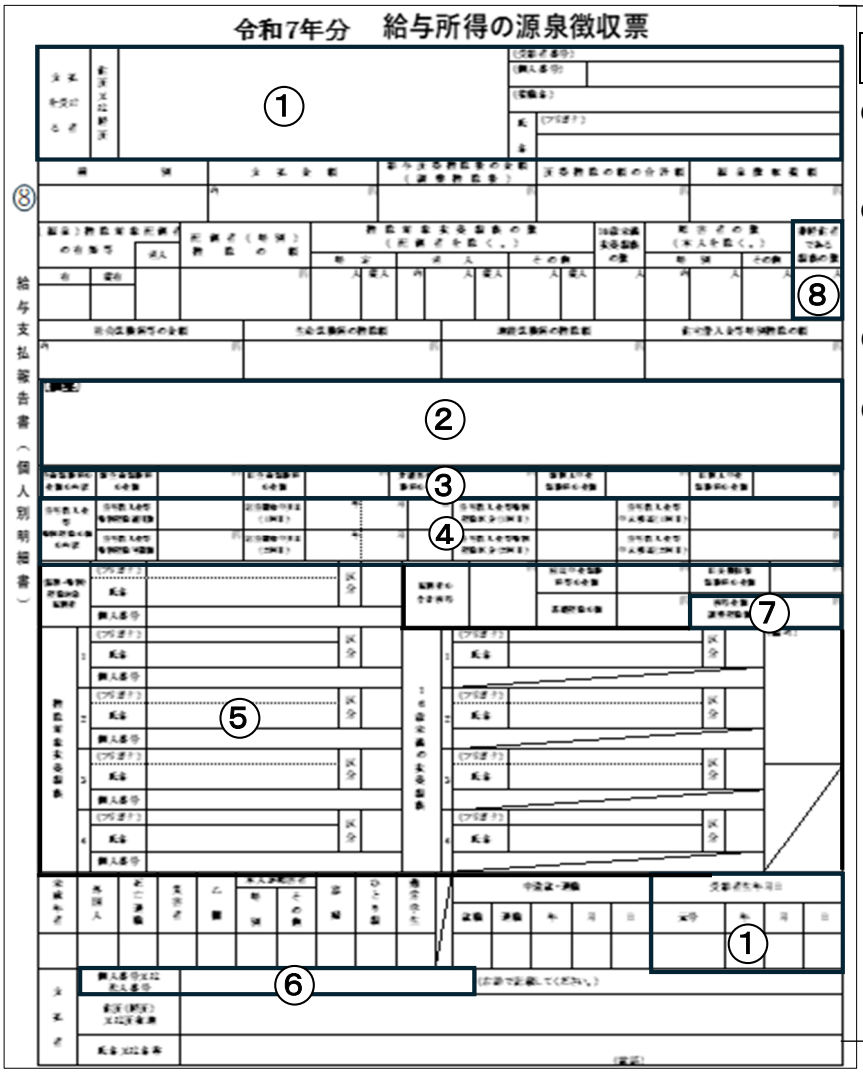

給与支払報告書提出の際の留意事項

○給与支払報告書の様式について
　様式は同封しておりません。
　必要な場合は国税庁ホームページでダウンロードしてください。

○対象者について
　令和８年１月１日現在の在籍者分だけではなく、
　令和７年中の中途退職者分についても
　給与支払報告書の提出をお願いします。

○提出期限について
　令和８年２月２日（月）までに、ご提出ください。

○特別徴収しない方について
　「普通徴収申請書」に記載の 理由Ａ～Ｅ に該当する方がいる場合、
　給与支払報告書の ②【摘要】欄にＡ～Ｅを記入し、
　「普通徴収申請書」の後ろに添付してください。

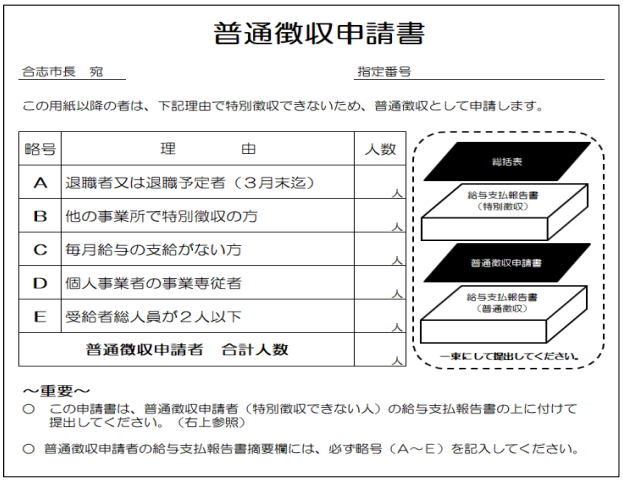

普通徴収申請書

合志市長　宛　　指定番号

この用紙以降の者は、下記理由で特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理　　由	人数
A	退職者又は退職予定者（３月末迄）	人
B	他の事業所で特別徴収の方	人
C	毎月給与の支給がない方	人
D	個人事業者の事業専従者	人
E	受給者総人員が２人以下	人
普通徴収申請者　合計人数		人

～重要～
○　この申請書は、普通徴収申請者（特別徴収できない人）の給与支払報告書の上に付けて提出してください。（右上参照）
○　普通徴収申請者の給与支払報告書摘要欄には、必ず略号（Ａ～Ｅ）を記入してください。

eLTAX の HP

https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinkoku/case01/

ぜひ、eLTAX をご利用ください！

eLTAX を利用すると、パソコンで給与支払報告書を作成･提出できるだけでなく、チェック機能により記入ミスを防ぐことができます。また、郵送料や印刷･封入の手間も省けます。

詳しくは eLTAX の HP「給与支払報告書､給与所得者異動届出書を提出するには」をご覧ください。

※100 枚以上（合志市以外の提出先も含む）提出する場合は eLTAX の利用が義務付けられています。

この通知に関するお問い合わせは　合志市税務課 市税班　電話 096－248－1114